

法令適用事前確認手続
照会書

平成 25 年 2 月 13 日

経済産業省
商務情報政策局 製品安全課課長 殿

照会者名：新潟精機株式会社
代表取締役 五十嵐利行
住所：新潟県三条市林町 1 丁目 22 番 17 号

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項：電気用品安全法 第三条「事業の届出」に関して
電気用品安全法 施行令「別表第二」に関して

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

(1) ハロゲンランプ電球を光源とした照明装置 本体

(2) 交換用ハロゲンランプ 単体

以上について、中国製製品を輸入販売しようとしています。

使用例は、図 1. のとおりです。図 2. のとおり箱型の光源装置内にはハロゲンランプが入っています。この箱の中の光を、図 1. を例にフレキシブルケーブルを通して、ケーブルの先端にある、発光部より光を出して、例えば顕微鏡で見るものを照らします。

商品名として「コールドライト」とも呼ばれています。また、交換用のハロゲンランプを、図 3. に記します。



図 1.



図 2.



図 3.

3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

(1) ハロゲンランプ電球を光源とした照明装置 本体

これについては、電気用品安全法施行令「別表第二」のうち「9. 光源及び光源応用機械器具の(11)号：のうち「その他の白熱電灯器具及び放電灯器具（防爆型のものを除く。）」の「該当」と思われます。しかし、当該機種の光源は「専用のハロゲンランプ(図 3.)」のみであり、「9. 光源及び光源応用機械器具の(8)号：白熱電球」指定外の光源を使用するものであります。

このため、電気用品安全法 第三条「事業の届出」について「光源応用機械器具であるので、必要」と「専用のハロゲンランプのみを使用する装置のため、不要」と相対する見解を持ち、弊社にて判断が出来る状態であるため、お伺いしたく存じます。

(2) 交換用ハロゲンランプ 単体

これについては「ハロゲンランプであり、白熱電球とは異なる」「口金の外径が二六・〇三ミリメートル以上二六・三四ミリメートル以下に該当しない」の理由にて、電気用品安全法 第三条「事業の届出」については「不要」と見解致します。

4. 公表の遅延の希望：あり

- (1) 理由：弊社に於いて販売開始前の商材であるため
- (2) 公表可能時期：2013 年 11 月 1 日

5. 連絡先

- (1) 郵便番号：955-0061
- (2) 住所：新潟県三条市林町 1 丁目 22 番 17 号
- (3) 法人にあっては担当者名：新潟精機株式会社 技術開発課 小出 誠
- (4) 電話番号：0256-33-5509 ・FAX 番号：0256-33-5517
- (5) 電子メールアドレス：koide.mkt@niigataseiki.co.jp

以上のとおり、お伺い致します。